

議員提出議案第 1 号

清水町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第 1 1 2 条及び清水町議
会会議規則第 1 4 条の規定により提出いたします。

令和 7 年 3 月 1 2 日

清水町議会議長 山 下 清 美 様

提出者	清水町議会議員	橋 本 晃 明
賛成者	清水町議会議員	只 野 敏 彦
同	上	田 村 幸 紀
同	上	川 上 均
同	上	深 沼 達 生

清水町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

清水町議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年清水町条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第10項中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。

第12条第5項の表第38条第1項第1号の項中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。